

【第2次あきる野市総合計画】後期基本計画策定に対するご意見

《内訳》

- ・ 1 「基本計画・各論」（施策の成果目標）について
- ・ 2 「基本計画・総論」（重点施策）について
- ・ 3 「あきる野市国土強靱化地域計画」について
- ・ 全体をとおして（意見・回答）

1「基本計画・各論」(施策の成果目標)について

No	委員	対象となる章・節	意見	回答等
1		第2章第1節 「地域特性を生かした産業振興の推進に対する満足度」	これまでの地区数という指標からアンケート調査の回答割合に変更ということですが、「地域特性を生かした産業振興」とは一体どんなものなのかを回答者が把握して回答できるようにしていただきたいと思います。	市民アンケートの実施にあたり、施策の内容を記載しています。 今回の場合、「圏央道を活かした事業立地の推進、市街地や自然に配慮した立地環境の整備」になります。
2		第3章第1節 「多文化共生社会という言葉の認知度」	認知度が指標としてふさわしいのかという以前の指摘について、認知から理解、行動につながる家庭の指標として設定しているとの回答でした。もっとも初期のレベルの指標ということですね。少しでも成果が表れるように、課題を分析し取組を進めていただきたいと思います。 アンケート調査の回答を指標とするいくつかの項目について提案なのですが、逆に、アンケート調査の項目を変えようというわけにはいかないのでしょうか。知ってるかどうかをただ聞かれるだけでは、市民はなかなか当事者としての自覚が育ちにくいのではないかと思います。それよりも、アンケートで「あなたはどんな取り組みをしていますか？」などのように行動を問うたり、「〇〇についての市の対応（具体的にいくつか例示する）についてあなたの満足度を教えてください」などと評価の視点を取り入れることで、より自分事として感じられるのではないかと思います。市民アンケート調査を通じて、市民の意識も高められると思います。 設問を変えることで、これまでの回答との流れが見えなくなってしまうかもしれませんが、そのことを大切にするよりも効果的だと思います。	行動変容を問う設問への修正については、担当でも検討を進めているところです。第三次総合計画の策定を踏まえて、市民アンケートの設問についても、見直しを行ってまいります。
3		第3章第3節 「一斉清掃参加率」	実績値：39.8%、目標値：42%となっています。今年参加した印象で、桁が2つ位違う感じがします。分母と分子の考え方を教えてください。	参加率の分母は、毎年の「事務報告書」に記載している町内会・自治会加入世帯数に世帯当たりの人数平均（10月1日基準）を乗じたものです。分子は、春と秋の一斉清掃参加人数の平均になります。
4		第3章第4節 「「生物多様性」という言葉の認知度」	この項目だけ（市民アンケート調査「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」）という但し書きがありませんが、理由があるのでしょうか。 前述したとおり、この項目についても、ただ認知度を尋ねるだけでは、市民の意識もたかまりませんし、評価の指標としてもあまり適切ではないと考えます。アンケートの設問を変化させることはできないかと考えます。	同指標については、市民アンケートの調査項目ではなく、担当課の独自調査になるため、但し書きを入れていません。 ご意見の行動変容について問う方法については、既に事務局の方から担当課に提案しております。
5		第4章第1節 「地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数」	放課後子ども教室、るのキッズアプリ登録割合など、割合で算出している項目もありますが、こちらは人数のままでよいでしょうか。高齢者は今後増加することが予想されます。	ご意見として、担当部署に情報共有させていただきます。
6		第4章第2節 「合計特殊出生率」	「令和7年度進捗管理シートに対する総合計画審議会委員からの意見等」でもお伝えしましたが、合計特殊出生率は担当課だけの課題ではなく、全庁的な課題であることから、各章各節レベルで対応することは困難である。 また、合計特殊出生率は若い女性の転出入によっても影響を受けるものであり、合計特殊出生率が多少上がったとしても、若者の人口が減り続ければ出生数は減り続けることとなる。 従って、中長期計画の指標としては、人口の転出入（社会増減）やとりわけ20～40歳代の女性人口の動向に目を向けるほうが有効である。 併せて、定量的なデータというアウトプット指標よりもQOL等をはじめとした子ども・子育てに関する子育て家庭の受け止め方をアウトカム指標とすべきではないか。	本審議会で、指標の取り下げや代替指標の設定について、ご意見をいただければと思います。なお、出生数の維持を指標にする案もあるかと考えております。 【参考】平成30年：493人、平成31（令和元）年：483人、令和2年：434人、令和3年：424人、令和4年：382人、令和5年：387人、令和6年：360人、令和7年：380人
7		第4章第4節 「シルバー人材センターの就労延べ人員数」	近年、シルバー人材センターの会員入会動機が「生きがい」ではなく、「経済的理由」が圧倒的に多い。「分かち合い就業」で、その欲求を満たせない状況にある。 SCの自助努力は勿論であるが、ご承知のように派遣事業（指揮・命令可）でできるようになっており、各部署の事業の中で見直しをしていただき、就業機会の増加が図れないか。（例えば、児童館業務？）	ご意見として、各部署に情報共有させていただきます。
8		第5章第1節 「男女共同参画社会に関する認知度」	こちら、アンケートの設問を変化させることはできないでしょうか。	「2」の回答と同様に検討を進めてまいります。
9		第5章第2節 「生涯学習コーディネーター養成講座受講者数」	【資料1－2】【審議会意見照会】後期基本計画（骨子案）1 施策の成果目標2/2にある担当課回答を受けての意見を述べさせていただきます。場違いかもしれませんが、ご容赦ください。「生涯学習社会の振興」につながる取組として、生涯学習コーディネーターという役自体についての意義は認めます。令和13年度に10人を目指すということについても反対しません。ただ、現状のままの生涯学習コーディネーターが養成講座の受講生10人に増えたとして、「生涯学習社会の振興」にどれだけつながるかはややギモンです。同資料にある第5章第3節青少年の青少年の健全育成の推進に関する部分での委員の意見に対する担当課の回答「件数を一律に目標値として設定すると、その達成が目的化し、本質的な議論や合意形成のプロセスが形骸化する懸念があります。」の通りだと思います。人数だけでなく、コーディネーターの質をぜひ高めていただきたいです。一般的にコーディネーターとは「物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人」です。生涯学習コーディネーターには、市内の生涯学習環境全体に目を向けられる幅広い視野と、市民のニーズ（要求課題）と社会課題（必要課題）両方の視点とを持ち、地域に点在している様々な人と人、モノ、コト、行政とをつなげる役割が求められると思います。現状、市民ふれあい塾の主催や生涯学習シンポジウムの運営などを通じて、一定の役割を果たしていると言えるでしょうが、課題もあるはず。それは「受講数の伸び悩み」などというのではなく、「生涯学習社会の振興」につながるために「コーディネーターの質をどう高めていくか」、それから、「生涯学習コーディネーターになりたい」「生涯学習面白そう関わってみたい」と思えるような学習環境を整えることということではないでしょうか。もちろん、それを行政が一方向的に推し進めることも望ましい協働の在り方とは思えません。あきる野市の生涯学習コーディネーターとはどんな存在なのか、市として何を期待するのか、生涯学習コーディネーターは自分たちが今何ができていて何が課題で、今後どうなっていきたいのかを市とコーディネーターの会とで丁寧に確認し合う必要があると考えます。 私が言いたかったことはそのようなことでした。成果目標のほうではなく施策の内容の方で意見するべきだったと反省しております。申し訳ありません。	ご意見として、担当部署に情報共有させていただきます。
10		第5章第2節 「1年間の間に生涯学習をしたことのある市民の割合」	【資料1－2】【審議会意見照会】後期基本計画（骨子案）1 施策の成果目標2/2にある担当課回答を受けて意見を述べさせていただきます。重ねてご容赦ください。目標値として80%という数値を受け入れることはできます。ただしし言わせていただければ、「特別な活動と誤解されていることなどから生涯学習を広く周知することが必要と考えている」という分析は、その通りと思うのですが、なぜか（先日いただいた資料の）「令和7年度進捗管理シート」の令和8年度の取組（施策の内容も含めて）にも、後期基本計画（骨子案）の施策の内容からも、この担当課回答に表れている課題意識に対する手立てが全く見られないということです。「生涯学習を意味するものを広く周知する必要がある」ということが課題であるというのであれば、そのような取り組みをしませんか。 具体的には、生涯学習の意義や多様な在り方を広く知らしめるような媒体（取組）が必要ではないでしょうか。青梅市では、「生涯学習だより」（年4回）なども発行されているようです（詳細は不明ですが）。あきる野市では公民館の「のらぼう」なども発行されていますが、まだまだ限定的です。講座やスポーツ教室等をはじめ地域のさまざまな場所、カタチで行われている生涯学習に関する情報に、手軽にアクセスする環境が整備されていないことが生涯学習に触れる機会づくりにおいて大きな課題だと感じています。公民館などの公共施設ではチラシの配架などもされていますし、一部の公的な情報は市のHPなどからも得ることができます。しかし、情報が点在していたり網羅的でなかったりと、市民に十分な学習情報が行き届いていない課題があると思います。 これもまた、施策の成果目標というよりは、施策の内容に関する意見になってしまいました。ご容赦ください。 それから「1年間の間」の二重表現がどうも気になっています。アンケート項目は「この1年間に～」でした。	ご意見として、担当部署に情報共有させていただきます。 「1年間の間」の表記は修正いたします。

11		第5章第3節 （「青少年の健全育成の推進」）	【資料1－2】【審議会意見照会】後期基本計画（骨子案）1 施策の成果目標2/2にある委員の意見に対する担当課の回答「件数を一律に目標値として設定すると、その達成が目的化し、本質的な議論や合意形成のプロセスが形骸化する懸念があります。」を受けての意見です。何度も失礼いたします。それを言ってしまったら他の指標はどうなるのでしょうか？全ての指標において、達成が目的化してしまう懸念は存在すると思います。それでもなお、評価の際に指標が必要だからと無理やりにも数値化し目安としているのです。委員の指摘するものが特別ふさわしくないとは私は思いません。例えば、「年間3件程度は改善する」とするなどとし、数字だけでなく取組内容の評価を合わせて行えばよいはずです。委員の指摘は、男女共同参画の取組における「女性議員の数を増やす」などと同じく、数が問題なのではなく、現状存在しているなかなか改善しない課題に対して何かしらのアクションをとにかくしていこうという際の目印ということなのではないでしょうか。他の成果目標にも同じようなものはあるはずです。そして、私もそうですが、つい可視化されたその数字ばかりに目が行ってしまうのです。数値目標達成が目的化してしまうことが全く悪かと言えばそうでないこともあるでしょう。可視化されることでモチベーションになり行動が生まれ変わっていくこともあるからです。 回答にあるように、本当に対話の仕組みを構築するということであれば、ぜひ、その進捗状況を令和8年度の進捗状況に記載していただきたいと思います。学校現場にそんな対話をする余裕もないことも承知していますが、委員の指摘は私も大切だと感じます。自分の意見が通る実体験を通じて子どもはたくさんのことを学ぶはずです。「そんなことしたらわがままばかりで大変なことになる」「いや、昔に比べたら今は子どもの意見もだいぶ通るようになってきているよ」という反対意見もあるでしょう。最近では、子どもの権利条約にもうたわれている「子どもの意見表明権」は子ども基本法などで具体化もされてきています。こどもアドボカシーや意見表明等支援員などの仕組みづくりもされはじめているようです。第三者が適切に関与して、対等な対話の仕組みづくりができるとよいかもしれません。今後の市の取組に期待します。コミュニティスクール然り、多様な意見を出し合って、良い道を探ることこそ民主主義のプロセスと言えます。とても面倒くさいですが、本質的な議論や合意形成のプロセスを形骸化させてはいけませんから。	ご意見として、担当部署に情報共有させていただきます。
12		第5章第4節 「全国学力学習状況調査における意識調査の肯定的回答の割合」	【資料1－2】【審議会意見照会】前期基本計画からの主な変更点（1 施策の成果目標）1/1にある担当課の回答に対して改めて意見を述べさせてください。回答には「点数のみの追及をさげ、『学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等』を育むことを何よりも重視するため」とあります。それらの資質能力に、点数に表れる知識や技能は必要ないというお考えなのでしょうか。改訂理由の方にも、「※『確かな学力』とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。」とあります。 私はやはり両方あってしかるべきだと考えます。どうして一つにしないでならないのか。他の分野の成果目標の数との兼ね合いなのでしょうか。意識調査の肯定的回答のみを指標として、学ぶ意欲や主体性などは判断できるかもしれません。しかし、自分で課題を見つけるためには興味・関心の他に土台となる知識も重要です。自ら学ぶ意欲も、知識技能の積み重ねの上にふくらんでいくものもあります。適切に判断するためにも知識・技能は欠かせませんし、よりよく問題解決するためにも必要です。「点数のみの追及は避けたい」「意欲を重視したい」との思いは共感できますが、削除するまでは適当ではないと重ねて意見させていただきます。	ご意見として、担当部署に情報共有させていただきます。

2「基本計画・総論」(重点施策)について

No	委員	対象となる章・節	意見	回答等
1		テーマ1 重点施策1 「水と緑の確保」	重点施策の設定理由については納得しました。個別施策に関してですが、例えば第1章第1節1－①地区の特性に応じた適正な土地利用の推進や、同②圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進においては、「都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど」（総合計画p83）とあるように、緑の確保に関わる施策でもあるのではないかと考えます。それを言い出すと、第1章第1節2－①及び②、同じく3－①なども、市街地における緑を守るという点では関係があると考えます（それぞれ、「地域と調和」「既存のまちの環境保全」（総合計画p83）、武蔵引田駅周辺土地区画整理事業には「農業ゾーン」が存在）が、一方でどこまで含めて考えるかは難しいところだとも感じています（言い出したらきりがありません）。しかし、緑の確保に取り組むと言うのであれば、開発によって失われる緑（これは単純に量が少ないから影響が少ないというわけではありません）についてどう考えればよいでしょうか。重点施策に関連する個別施策として追加していただけないでしょうか。もしくは、含めないということであれば理由をお示しいただけないでしょうか。 同様に、第2章第4節3－①優良農地の保全（農地も緑と考えると）、第4章第4節1－①自然環境の保全についても、なぜ含まれていないのかお示しください。	各施策については、将来都市像を実現するために必要な施策ではありますが、限られた財源を効率的に活用するため、選択と集中により重点的、優先的に取り組む施策を明確にしています。 これを踏まえて、ご意見いただいた部分について回答いたします。 テーマ1重点施策1「水と緑の確保」については、「水と緑の確保」を広い視点で捉えた場合、まちづくりに関する施策や、農地の保全に関する施策も含まれ、重点施策としてどこまで含めるかが非常に難しいものとなることから、その施策が「水と緑の確保を目的としているもの」に限定をしています。 テーマ1重点施策2「生物多様性の保全」についても、「水と緑の確保」と同様に、その施策が「生物多様性の保全を目的とするもの」に限定をしています。 テーマ4重点施策4「社会参加の環境づくり」についても、その施策が「直接的に社会参加につながるもの」に限定をしています。
		テーマ1 重点施策2 「生物多様性の保全」	重点施策1と同様に、第1章2節1－①緑確保の推進、第1章第2節2－①公園・緑地の適正管理（公園の機能の一つに生物多様性の確保があります）、第1章第2節2－②崖線緑地の保全、第3章第4節2－①河川及び湧水地の水質保全、第3章第4節3－①保全緑地や公開緑地の指定の推進、第3章第4節3－②公共施設及び民間施設の緑化の推進、について重点施策に関連する個別施策として追加していただけないでしょうか。もしくは、含めないということであれば理由をお示しいただけないでしょうか。 ※本見直しにおいて追加する理由として補足 森林、里山、農地の確保・維持・管理に関しては、SDGs等による環境意識の高まりなどはあるものの、少子高齢化、地域コミュニティの衰退などによる担い手不足などによって今後より困難になっていくことが予想されます。5年後では遅れかもしれません。一度失った水や緑を、もとに戻すには時間も手間もかかり、人間以外への影響も大きいでしょう。あきる野市の持ち味である「トカイナカ」のまさに根幹ともいえる豊かな自然と調和したまちの推進には、より一層取り組んでいただきたく、各施策を可視化させていくことが必要だと考えました。	
		テーマ4 重点施策4 「社会参加の環境づくり」	社会参加の環境づくりについて、地域コミュニティの中心的存在である町内会・自治会への支援と子どもの健全育成・伝統文化の保存活動への保存しか個別施策に含まれていないことが残念に感じます。子どもから高齢者まで、社会参加は豊かに生きるため、そして社会を持続していくために重要なことです。例えば、個別施策第1章第3節2－①持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた検討・推進も、社会参加の環境づくりに大きな意味を果たすものと考えます。同時に、高齢者の介護予防（出かけることで予防につながる）、子育て支援（自家用車の無い母子でも気軽にお出かけ）、ゼロカーボンシティへの挑戦（自家用車よりも環境負担減）、などなど、波及効果も高く全国的に見ても地域公共交通の構築は課題です。地域公共交通は、採算面では厳しい面もあるかもしれません。だからこそ、使わない人も含めて、みんなで少しずつ負担をしあって、社会に必要なものを整えるという、テーマでもある「みんなが支え合い、育て合うまち」にも合致すると思います。 同じく、社会参加の環境づくりに、第5章第1節2－①男女共同参画の推進も含められないでしょうか。残念ながらこの個別施策はどの重点施策にも含まれていないようです。男女共同参画の考え方は多くの分野の土台となるものですが、なかなか可視化されにくいと感じています。どこかで位置づけて可視化し共通認識を育んでいきたいものです。女性にもっと社会進出をしる言うのではなく、女性も男性も、バランスよく社会に参画し、違いを活かしながらみんなでより良い社会を実現していこうよというものだと考えています。自分だけ良ければよいのではなく、自分と、相手と、社会を見つめる視点です。	
		※重点施策（案）についての補足	それぞれの個別施策が複雑に関わり合いながらまちづくりは意図的・非意図的に進んでいくものだと思います。ごちゃごちゃして頭が痛くなります。どこまで可視化していくかの正解はないと思いますが、あまりに単純化しすぎてしまっては、本質を見誤る可能性があります。どこまで行っても不完全な私たちですから、それぞれ意見を出し合ってその時々で決めてやっていくしかありません。なるべく多くの選択肢から選ぶことで少しでも間違いが減らせたらいいと思う次第です。	
2		テーマ2 重点施策1 「地域資源の保全・活用」	テーマ1と同様に、関連する個別施策はまだまだあると考えます。特に、地域資源には「人的資源・ネットワーク」も含まれるはずですので、農業振興や伝統文化の継承における担い手はもとより、地域に点在する人的資源（例えば「あきる野の匠」など）やネットワークを維持するための支援や活用をしていくことも大切ではないでしょうか。例えば、第5章第2節1－①生涯学習の機会や場の充実、同1－②市民の自主的な学習活動の支援など、生涯学習はカバーする分野が広く、学習したことを社会に還元していく「学びの循環」を生み出すものとして考えれば重要な資源であると言えます。 地域の人を活かし、共にまちづくり、潤いをもたらしていく、行政と市民との協働とはそういうものだと思います。そのような文言が設定理由に含まれていないことは残念です。今回の見直しでは難しいかもしれませんが、5年後にはそのような観点も含めていただければと思います。テーマ4と重なってしまうかもしれませんが、そもそも自然もテーマ1と重なります。	第2次総合計画においては、地域資源について、秋川渓谷などの豊かな自然環境や農畜産物、文化遺産、郷土芸能としています。このテーマでは、これらの地域資源を保全し、地域の魅力などとして活用することを目的としている施策を位置付けています。考え方によっては、人的資源も地域資源と捉えられますが、本計画における地域資源においては、考え方として幅広となってしまうため、含めておりません。
3		テーマ3 重点施策1 「ゼロカーボンシティへの挑戦」	少し横道にそれてしまうことをお許しください。「ゼロカーボンシティ」の取組そのものに対する是非は別として、「挑戦」という行政ではあまり使われない言葉があることに価値を感じます。大事なことに對してはもっと挑戦してもよいのではないかと思います。市民の側の課題だと感じます。	「ゼロカーボンシティへの挑戦」は、令和4年第1回定例会3月定例会議の市長の施政方針における決意を施策としたものとなります。
4		テーマ3 重点施策2 「防災・減災のさらなる推進」	国土強靱化基本計画を参考に考えると、国土強靱化地域計画と合わせて、①グリーンインフラ（自然環境が及ぼす多様な機能）、②デジタル技術の活用、③男女共同参画・女性の視点にたった防災・災害対応・復旧復興の推進などの視点も取り入れて、関連する個別施策を入れてはいかがでしょうか。	「国土強靱化地域計画」のご意見でも回答していますが、今回の「国土強靱化地域計画」の案がまとまれば、骨子案に基づき、各部署で基本計画の現状や課題と対応の方向性を更新を行いますので、その際に「国土強靱化地域計画」の視点を取り入れるようにいたします。関連する個別施策の追加については、その更新の上で、ご意見を踏まえて検討いたします。

3 「あきる野市国土強靱化地域計画」について

No	委員	対象となる章・節	意見	回答等
1		目標2 2－8 (P16、17)	<u>課題と対応の方向性（劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</u> DEI（Diversity：多様性/Equity：公平性/Inclusion：包摂性）を記述した方が親切です。	ご意見ありがとうございます。文面作成の際の参考にさせていただきます。
2		—	本市の国土強靱化地域計画は、正直あまり意味がよくわかりません。羽村市の国土強靱化地域計画にはこうあります。 「地域防災計画が災害対策基本法を根拠法として災害の種類（震災、風水害）ごとに発災時・発災後の組織体制や対策を定めるのに対し、国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法を根拠法とし、自然災害全般を対象として「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（第4章－2）を回避するため、発災前（平常時）に実施する施策を定めるものです。国土強靱化地域計画は、災害予防及び体制整備において、地域防災計画と共通する部分を持ちながらも、特に、発災前における社会・経済システムの強靱化を図るものです。」 平常時に実施する施策に関しては、総合計画に網羅されているため、そちらとのつながりを基本計画の施策とリスクシナリオとの対応表にして示しているということだと思うのですが、国土強靱化地域計画のリスクシナリオに示された脆弱性の分析と課題と対応の方向性と、総合計画の施策とのつながりが感じられないです。ひとつは、総合計画の施策との対応について、個別の施策ではなく分野と各節までしか表記されていないためと考えられます。もうひとつは、リスクシナリオにおける脆弱性の分析評価も、大まかでイメージが具体的にないと感じます。 案としては、脆弱性の分析においては総合計画の個別の施策と照らし合わせて、関連する項目における具体的な脆弱性の分析をする必要があるのではないのでしょうか。 そして、国土強靱化地域計画と総合計画が同列に一体的に推進していくというのであれば、総合計画においても国土強靱化の視点が反映される必要があるかと思います。（グリーンインフラの視点などがそれです） 国土強靱化については、関係する部署は多岐に渡るはずですが、どこまで現場に周知がされているのでしょうか。日常の施策を推進していく中に、国土強靱化の視点があるのとないのでは、日々の積み重ねがいざという時に大きな違いになってくると予想されます。そういう意味で、発災前の状況に置いてどう取り組んでいくかが大事であって、それが国土強靱化計画を定める意義なのではないのでしょうか。 具体的な取組内容等は、地域防災計画のほうに記載されていると思いますが、そちらとのつながりも明示してあると、イメージしやすいのではないかと思います。 大変失礼な言い方になるかもしれませんが、あと5年、大きな災害等がないことを祈るばかりです。	「国土強靱化地域計画」は、委員の羽村市の同計画からの引用のとおりで、「自然災害全般を対象として「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、発災前（平常時）に実施する施策を定めるもの」となります。 「国土強靱化地域計画」の進捗状況は、総合計画の基本計画の進捗状況と一体的に管理することとし、施策との対応を示していますが、委員ご指摘のとおりで、大枠のものであること、「国土強靱化地域計画」の視点が基本計画に反映しきれていないことは課題として認識しています。 今回の「国土強靱化地域計画」の案がまとまれば、骨子案に基づき、各部署で基本計画の「現状」や「課題と対応の方向性」の見直しを行いますので、その際に「国土強靱化地域計画」の視点を取り入れるようにしますが、基本的に時点修正となりますので、構造的な変更にはなりません。 構造的な内容については、第三次総合計画策定時の課題として、検討させてもらえればと思います。 なお、総合計画及び国土強靱化地域計画は、市の最上位計画となることから、各部署で行う各施策はこれに基づいて実施されています。 また、防災・減災を含む災害の具体的な市の対応が記載されている「地域防災計画」と「国土強靱化地域計画」との関係性の明示の指摘も課題として認識しておりますが、全体的な修正が必要になることから、こちらも第三次総合計画策定時の課題として、検討させてもらえればと思います。 最後に、当市は西部に山間部を抱え、東西に多摩川の支流である秋川と平井川が貫流している地域特性上、土砂災害や洪水・浸水リスクを抱えています。このリスクに対応し、市民の生命・財産を守るため、昨年度からは危機管理監を任用するなど、激甚化する防災対策の強化を行い、災害時には災害対策本部の下、全職員で対応をしている所は、ご理解いただければと思います。

全体をとおして(意見・回答)

No	委員	対象となる章・節	意見	回答等
1		—	1「基本計画・各論」(施策の成果目標)、2「基本計画・総論」(重点施策)、3「あきる野市国土強靱化地域計画」とも、十分に練られた原案となっており、説得力がある。 特に3「あきる野市強靱化地域計画」は考えさせられるところが多々あり、近い将来発生するであろう直下型大地震、富士山噴火に対する対応策(第3章・第5節～第6節参照)について、その実施体制に抜かりがないように今のうちから備えておくことが重要であろう、ということをおためて認識した次第である。	ご意見ありがとうございます。
2		基本計画 2 施策の内容 第3章第1節 「地域コミュニティの 活性化」	まずは審議の趣旨とはことなることをお詫び申し上げます。 【資料1－2】【審議会意見照会】後期基本計画(骨子案)2 施策の内容1/2にある私の意見に対する担当課回答について改めて述べさせていただきます。学校と地域のつながりについては第5章4節1－⑤地域とともにある学校づくりの推進の項目で対応するとありますが、少々意味するところが変わってきてしまいます。回答にある第5章の内容は、あくまでも地域の特色をいかした学校づくりの体制構築です。しかし、この項目で言いたいのは、学校というものを媒介にコミュニティを活性化させようというものです。コミュニティスクールというよりも、地域学校協働活動の方が私の発言の趣旨に近いです。こちらは、私の発言が言葉足らずでうまく伝えられなかったことをお詫びいたします。 町内会・自治会を中心とした地域コミュニティの在り方は、今岐路に立たされていると感じています。新しいコミュニティの在り方として、町内会のような1つのおおきな枠組みのみでカバーするのではなく、いくつかのコミュニティが地域内に多数存在し、行き来しながらだれ一人取りこぼさないようカバーしていくという在り方がよいのではないかしらうしだいです。その際、行政としてどう支援していくのか。5章の項目では、学校の支援で止まってしまうのではないかと危惧します。5章の項目で対応するというのであれば、せめて担当課に指導室と生涯学習推進課の他、地域防災課を含めてください。3つの課が有機的に連携できれば、「学校も、地域も」という地域学校協働活動の趣旨の実現も可能かもしれません。	学校を起点とした協働活動案が示されていますが、市としても、学校を含め、今後の「協働の在り方」について、検討を進めているところであり、その中で方向性を示していく考えです。ご意見については、1「施策の成果目標」第6章4節「協働によるまちづくりの推進」に係る施策に取り組むにあたり、参考とさせていただきます。

【第2次あきる野市総合計画】後期基本計画策定に対するご意見(追加)

No	委員	対象となる章・節	意見	回答等
1		第3章第1節 「多文化共生社会という言葉の認知度」	「あきる野市が取り組む多文化共生社会は・・・」とご回答いただきましたが、ヨーロッパではそれを目指していなかったとも言いたいように聞こえますが、基本的には同じことを目指していたはずで。それでもトラブルが増え、犯罪率も増加し、移民政策の転換をしています。移民を受け入れてうまくいっている国はありません。言葉の通じない方の診療はとても疲れますが、それに対して、診療報酬の対価はありません。受け入れるなら、そういう部分にもぜひ報酬を手当てしてほしいと思います。	ご意見として承ります。
2		第3章第3節 「市内の二酸化炭素排出量」 「市役所の二酸化炭素排出量」	世の中の流れの上ではある程度は仕方ないものと理解します。	
3		第1章第1節3 「④土地区画整理事業による新市街地の形成」 (施策の内容)	すでにあきる野市として動いた結果が現状だと思います。引き続きの推進では何も変わりません。今後の物価上昇、賃金上昇を考えれば、早く投資を行わないと、採算はどんどん合わなくなっていきます。また、地権者は高齢化しており、あきる野市民でない場合も多く、投資に消極的です。積極的に考えている人の話を聞く方がもっと活性化するのではないのでしょうか？	ご意見として、担当部署に情報共有させていただきます。
4		第5章第4節1 「②ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」 (施策の内容)	子供に自己選択・自己調整をさせたらほぼ間違いなく楽な方に行くことになります。 タブレット端末はツールでもそれ以外のことに使うこともできるものを授業中に使っていたら、授業を聞かなくなる生徒が増えても仕方がないと考えますか？ 教育というのは子供が主体でやるものではなく、先生が主体となってやらないと生徒は伸びません。ぜひ再検討していただければと思います。	ご意見として、担当部署に情報共有させていただきます。

第2次あきる野市総合計画 令和7年度進捗管理シートに対する総合計画審議会委員からの意見等(抜粋)

資料1-1【1 施策の成果目標】進捗管理シートについて

番号	委員	対象となる章・節	意見
1		3-1「町内会・自治会世帯加入率」	町内会・自治会については、自治会費、自治会役員選出などで「自治会加入」のメリットがよく分からない等と意見を聞くことや、安協・安協女性班、健康づくり推進委員とふれあい福祉委員、防犯活動などの選出、また各種カンパ活動等の活動もあり、行政からの委嘱数も多い。その中で加入率を求めるのは無理もあり、加入率よりも自治会数の維持を求めた方が現実的ではないか。
2		4-2「合計特殊出生率」	目標値1.56（令和12年度）に対して、実績値（令和6年度）が1.04であったことについて、いろいろ説明がなされているが、合計特殊出生率の数値は様々な要因が複合的に絡んでおり、その対策（関係施策）も多岐にわたることから、他の項目と同じように取り扱うことに無理があると考え。行政評価のアウトカムにも、K P I にもなり得ないので、今後は合計特殊出生率に関連の大きいサブ指標を検討すべきではないか。